

令和3年度むかわ町財政健全化判断比率等審査意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度むかわ町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の審査結果について、別紙のとおり意見を提出する。

令和4年8月31日

むかわ町監査委員 数 矢 伸 二

むかわ町監査委員 三 上 純 一

令和3年度 むかわ町財政健全化判断比率等審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、町長から提出されたこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係課から算定基礎資料の内容等説明聴取し実施した。

2 審査の対象

比率区分	概要
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字の比率で、財政の深刻度を示す
連結実質赤字比率	町の全ての会計の赤字や黒字を合算した実質赤字の比率で、むかわ町としての運営の深刻度を示す
実質公債費比率	義務的に支出しなければならない経費の公債費や公債費に準じた経費の比重を示す比率で、資金繰りの危険度を示す (通常、前3年度の平均値使用)
将来負担比率	地方債残高のほかに一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負担額の程度を捉えた比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足について事業規模に対する比率で、経営赤字の深刻度を示す

3 審査期間

令和4年8月26日の1日間

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

一般会計等健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	14.65%	20.00%
② 連結実質赤字比率	—	19.65%	30.00%
③ 実質公債費比率	9.3 %	25.0 %	35.0 %
④ 将来負担比率	16.7 %	350.0 %	

公営企業会計資金不足判断比率	令和3年度	経営健全化基準	財政再生基準
⑤ 病院事業会計資金不足比率	—	20.0%	
⑥ 上水道事業会計資金不足比率	—	20.0%	
⑦ 下水道事業会計資金不足比率	—	20.0%	

※①②は決算が黒字のため「—」で表示。

⑤⑥⑦は資金不足額が生じていないため「—」で表示。

※健全化判断比率が一つでも早期健全化基準を上回った場合は「財政健全化計画」を策定し議会の議決を得て住民に公表し、総務大臣への報告が義務づけられている。また、資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を得て住民に公表し総務大臣への報告が義務づけられている。

(2) 個別意見

- ①実質赤字比率について、令和3年度は黒字決算のため算出されていない。
- ②連結実質赤字比率について、令和3年度の実質赤字比率は一般会計、各特別会計及び企業会計において黒字決算のため算出されていない。
- ③実質公債費比率について、令和3年度実質公債費比率は9.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。
- ④将来負担比率について、令和3年度の将来負担比率は16.7%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。
- ⑤病院事業会計資金不足比率について、資金不足を生じていないため算出されていない。
- ⑥上水道事業会計資金不足比率について、資金不足を生じていないため算出されていない。
- ⑦下水道事業会計資金不足比率について、資金不足を生じていないため算出されていない。

(3) 要望意見

令和元年度作成された復興計画に基づく復旧・復興事業が次年度以降も予定されていることから、新しい中期財政運営指針に沿って第2次まちづくり計画の推進に向け、今後も持続可能な財政運営が行われるよう期待する。

(4) その他

財政健全化比率は毎年町広報誌等で公表されているが、町の財政状況や指標の意義などを、より町民にわかりやすい広報活動に努められたい。